

## AI 規則の条文と前文との対応関係 (EU のウェブサイトを参照しまとめたもの)

AI 規則条文	対応する前文
<b>第 I 章 一般規定</b>	
第 1 条 目的	1, 2, 3, 6, 7, 8
第 2 条 適用範囲	3, 9, 10, 11, 21~25, 97, 166
第 3 条 定義	2, 13~19, 26, 97~100, 110, 128
第 4 条 AI リテラシー	20
<b>第 II 章 AI に関して禁止される行為</b>	
第 5 条 AI に関して禁止される行為	3, 26, 28~45
<b>第 III 章 ハイリスク AI システム</b>	
<b>第 1 節 ハイリスクシステムとして分類される AI システム</b>	
第 6 条 ハイリスク AI システムの分類ルール	46~48, 50~63
第 7 条 附属書 III の改正	52, 53
<b>第 2 節 ハイリスク AI システムに適用される要件</b>	
第 8 条 要件の遵守	46, 48
第 9 条 リスク管理体制	64, 65, 71
第 10 条 データおよびデータガバナンス	66~70, 76, 115
第 11 条 技術文書	66, 71
第 12 条 記録保存	66, 71, 131
第 13 条 透明性および導入者に対する情報提供	27, 59, 60, 66, 67, 71, 72, 74, 104, 107, 131, 132, 137
第 14 条 人間による管理	27, 66, 73, 9

	1
第 15 条 精度、堅牢性、サイバーセキュリティ	27, 66, 74~78, 114, 115
<b>第 3 節 ハイリスク AI システムの提供者および導入者ならびにその他の当事者に課せられる義務</b>	
第 16 条 ハイリスク AI システムの提供者に課される義務	79~88, 101, 104, 106, 109, 114, 117~119, 136, 145
第 17 条 品質管理体制	81, 146
第 18 条 文書の保管	66, 81
第 19 条 自動生成されたログ	71, 73, 81
第 20 条 是正措置および通知義務	81, 155, 159
第 21 条 管轄当局との協力	81
第 22 条 ハイリスク AI システム提供者の代理人	81
第 23 条 輸入者の義務	83, 84
第 24 条 頒布者の義務	83, 84
第 25 条 AI バリューチェーンに沿った責任	83~90
第 26 条 ハイリスク AI システムの導入者に課される義務	84, 91~93, 95, 96, 134, 136, 143
第 27 条 基本的権利に対するハイリスク AI システムの影響の分析	93, 96
<b>第 4 節 認定当局および認証機関</b>	
第 28 条 認定当局	153
第 29 条 適合性評価機関の認定申請	9, 153
第 30 条 認定手続	125~127, 161
第 31 条 認証機関に関する要件	68, 125, 126
第 32 条 認証機関に関する要件適合性の推定	117
第 33 条 認証機関の子会社および委託業者	126
第 34 条 認証機関の実施義務	64, 124~126, 146
第 35 条 認証機関の識別番号およびリスト	

第 36 条 認定に生じた変更	126
第 37 条 認証機関の適性に対する異議	126, 157
第 38 条 認証機関の連携	
第 39 条 第三国の適合性評価機関	127
<b>第 5 節 規格、適合性評価、証明書、登録</b>	
第 40 条 統一規格および標準化デリヴァラブル	117, 121
第 41 条 共通仕様	121, 122
第 42 条 一定の要件の遵守の推定	77, 78, 122
第 43 条 適合性評価	78, 123~126, 128, 147
第 44 条 証明書	
第 45 条 認証機関の情報伝達義務	
第 46 条 適合性評価手続に対する適用除外	50, 51, 130
第 47 条 EU 適合宣言書	
第 48 条 CE マーキング	129
第 49 条 登録	131
<b>第 IV 章 一定の AI システムの提供者および導入者の透明性義務</b>	
第 50 条 一定の AI システムの提供者 および導入者の透明性義務	132~134, 136, 137
<b>第 V 章 汎用 AI モデル</b>	
<b>第 1 節 分類ルール</b>	
第 51 条 システミック・リスクを示す汎用 AI モデル としての汎用 AI モデルの分類	110, 111, 113, 163
第 52 条 手続	111~113
<b>第 2 節 汎用 AI モデルの提供者の義務</b>	
第 53 条 汎用 AI モデルの提供者の義務	97~109, 116
第 54 条 汎用 AI モデルの提供者の代理人	82
<b>第 3 節 システミック・リスクを示す汎用 AI モデル提供者に課せられる義務</b>	
第 55 条 システミック・リスクを示す汎用 AI モデルの 提供者に課せられる義務	114~116
<b>第 4 節 行動規範</b>	

第 56 条 行動規範	1 1 6, 1 1 7, 1 3 5, 1 6 5
<b>第 VI 章 イノベーション支援策</b>	
第 57 条 正規 AI サンドボックス	1 3 8 ~ 1 4 0, 1 4 2 ~ 1 4 5
第 58 条 正規 AI サンドボックスの詳細な取決め およびその機能	1 3 8, 1 3 9, 1 4 2 ~ 1 4 5
第 59 条 正規 AI サンドボックス内における公共の利益 のための一定の AI システム開発を目的とする 個人データの更なる処理	1 3 8 ~ 1 4 0, 1 4 2 ~ 1 4 5
第 60 条 正規 AI サンドボックス外におけるハイリスク AI システムのリアルワールドテスト	1 4 1, 1 4 2, 1 4 4 ~ 1 4 5
第 61 条 正規 AI サンドボックス外における リアル ワールドテストへ参加に対する インフォームドコンセント	1 4 1, 1 4 2, 1 4 4, 1 4 5
第 62 条 提供者および導入者、特にスタートアップ を含む中小企業のための措置	1 0 9, 1 3 9, 1 4 2 ~ 1 4 5
第 63 条 特定のオペレータに関する適用除外	1 4 2, 1 4 4 ~ 1 4 6
<b>第 VII 章 ガバナンス</b>	
<b>第 1 節 EU レベルでのガバナンス</b>	
第 64 条 AI オフィス	1 4 8
第 65 条 欧州 AI 委員会の設立および組織	1 4 8, 1 4 9
第 66 条 AI 委員会の任務	1 4 8, 1 4 9, 1 6 1
第 67 条 アドバイザリー・フォーラム	1 4 8, 1 5 0
第 68 条 独立した専門家の学術パネル	1 4 8, 1 5 1, 1 6 4
第 69 条 加盟国による学術パネルへのアクセス	1 4 8, 1 5 1, 1 6 3
<b>第 2 節 各国の所轄当局</b>	

第 70 条 各国の所轄当局および単一の連絡先の指定	126, 153, 154, 156
<b>第 VIII 章 ハイリスク AI システムに関する EU データベース</b>	
第 71 条 附属書 III に列挙されるハイリスク AI システムに関する EU データベース	131
<b>第 IX 章 市販後モニタリング、情報共有および市場監視</b>	
<b>第 1 節 市販後モニタリング</b>	
第 72 条 提供者による市販後モニタリングおよびハイリスク AI システムの市販後モニタリング計画	71, 155, 158
<b>第 2 節 重大インシデントに関する情報共有</b>	
第 73 条 重大インシデントの報告	155
<b>第 3 節 施行</b>	
第 74 条 EU 市場における AI システムの市場監視および監督	36, 156, 160～162
第 75 条 汎用 AI システムの相互支援、市場監視および監督	156, 161, 162
第 76 条 市場監視当局によるリアルワールドテストの監督	139, 141
第 77 条 基本的権利保護当局の権限	8, 70, 157
第 78 条 秘密保持	154, 167
第 79 条 リスクを示す AI システムを取扱うための国内手続	97, 104, 160
第 80 条 提供者が附属書 III の適用上ハイリスクでないと分類する AI システムに適用される手続	
第 81 条 欧州セーフガード手続	157
第 82 条 リスクを示す適合 AI システム	156, 157
第 83 条 形式的不適合	160
第 84 条 EU の AI テストサポート機構	152
<b>第 4 節 救済申立て</b>	
第 85 条 市場監視当局に対する苦情申立ての権利	170
第 86 条 個人の判断に対し説明をうける権利	171

第 87 条 違反の通報および通報者の保護	172
<b>第 5 節 汎用 AI モデルの提供者に関する監督、調査、施行およびモニタリング</b>	
第 88 条 汎用 AI モデル提供者に課せられる義務の施行	162
第 89 条 モニタリング措置	164
第 90 条 学術パネルによるシステム・リスクの警告	113, 163
第 91 条 文書および情報の請求権限	164
第 92 条 評価実施権限	161, 164
第 93 条 措置の請求権限	162, 164
第 94 条 汎用 AI モデルの経済的オペレータの 手続的権利	164
<b>第 X 章 行動規範およびガイドライン</b>	
第 95 条 一定の要件の自主的適用に関する行動規範	165, 166
第 96 条 本規則の実施に関する欧州委員会の ガイドライン	
<b>第 XI 章 権限の委任および委員会の手続</b>	
第 97 条 委任される行為の執行	173
第 98 条 委員会の手続	175
<b>第 XII 章 制裁</b>	
第 99 条 制裁	168
第 100 条 EU の機関、組織、部署および事務所に 科される制裁金	168, 169
第 101 条 汎用 AI モデルの提供者に適用される制裁金	169
<b>第 XIII 章 最終規定</b>	
第 102 条 規則(EC)No 300/2008 の改正	
第 103 条 規則 (EU)No 167/2013 の改正	
第 104 条 規則 (EU)No 168/2013 の改正	
第 105 条 指令 2014/90/EU の改正	
第 106 条 指令(EU)2016/797 の改正	
第 107 条 規則(EU)2018/858 の改正	
第 108 条 規則(EU)2018/1139 の改正	
第 109 条 規則 (EU)2019/2144 の改正	
第 110 条 指令(EU)2020/1828 の改正	
第 111 条 既に上市されまたはサービスが開始されている AI システム、およびすでに上市されている	177

汎用 AI モデル	
第 112 条 評価および再検討	1 7 4
第 113 条 発効および適用	1 7 7 ~ 1 7 9

弁護士 井奈波 朋子@龍村法律事務所 作成